

第三十九号

徳島県診療所の設置及び管理に関する条例及び徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県診療所の設置及び管理に関する条例及び徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県診療所の設置及び管理に関する条例及び徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県診療所の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「算定方法」という。)第一号に規定する診療報酬点数表(歯科診療以外の場合にあつては医科診療報酬点数表とし、歯科診療の場合にあつては歯科診療報酬点数表とする。)に定める点数により、それぞれ算定方法第二号に規定する方法をもつて」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項及び第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七十一条第一項及び第七十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣が定める基準により」に改め、同条第二項第一号中「千五百円」を「千五百四十円」に改める。

(徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十年徳島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「算定方法」という。)第一号に規定する医科診療報酬点数表に定める点数により、それぞれ算定方法第二号に規定する方法をもつて」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定による厚生労働大臣が定める基準により」に改める。

別表第二中「四百円」を「四百十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請がなされている徳島県出羽島診療所及び徳島県精神保健福祉センターにおける診断書又は証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、手数料の額の適正化を図る等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。